

階層	市町村民税所得割 生活保護世帯等	伊那市2号子ども保育料	伊那市1号子ども保育料
1	非課税世帯	0	0
2-1	(母子、父子世帯 非課税世帯	0	
2-2	均等割のみの世帯	3,000	
3		7,000	2,700
4	48,600円未満	9,000	
5	48,600円以上 54,500円未満	12,000	(母子等 13,600)
6	54,500円以上 66,500円未満	14,000	14,500 (77,100円以下)
7	66,500円以上 78,600円未満	16,000	
8	78,600円以上 97,000円未満	18,000	
9	97,000円以上 122,200円未満	21,000	
10	122,200円以上 148,000円未満	23,000	18,500 (211,200円以下)
11	148,000円以上 169,000円未満	24,000	
12	169,000円以上 220,500円未満	26,000	
13	220,500円以上 301,000円未満	28,000	
14	301,000円以上 397,000円以上	29,000	(211,201円以上) 23,200
15	397,000円以上	31,000	

1号認定子ども伊那市提示保育料(給食費・おやつ代含まず)

階層	市町村民税所得割額 生活保護世帯等 非課税世帯 (母子、父子世帯等)	1号子ども国基準 0	伊那市1号子ども保育料 0	国・伊那市対比
2	非課税世帯	3,000	0	90.0%
3	77,100円以下 (母子、父子世帯等)	16,100	13,600	84.5%
4	77,101円以上 211,200円以下	20,500	18,500	90.2%
5	211,201円以上	25,700	23,200	90.3%

平均対比率
89.0%



この差額が市町村単独負担となる。

2号認定子ども伊那市保育料（給食・おやつ代含む）

階層	市町村民税所得割額 生活保護世帯等	2号子ども国基準	伊那市2号子ども保育料	国・伊那市対比
1	非課税世帯	0	0	
2-1	(母子、父子世帯等)	6,000	0	
2-2	非課税世帯		3,000	50.0%
3	均等割のみの世帯	16,300	7,000	42.9%
4	48,600円未満		9,000	33.8%
5	48,600円以上 54,500円未満		12,000	45.1%
6	54,500円以上 66,500円未満	26,600	14,000	52.6%
7	66,500円以上 78,600円未満		16,000	60.2%
8	78,600円以上 97,000円未満		18,000	67.7%
9	97,000円以上 122,200円未満		21,000	51.3%
10	122,200円以上 148,000円未満	40,900	23,000	56.2%
11	148,000円以上 169,000円未満		24,000	58.7%
12	169,000円以上 220,500円未満		26,000	45.5%
13	220,500円以上 301,000円未満	57,100	28,000	49.0%
14	301,000円以上 397,000円以上	75,800	29,000	38.3%
15	397,000円以上	99,400	31,000	31.2%

平均対比率
48.8%

この差額が市町村単独負担となる。

問題点

* 1号認定への市の支出が増えることに対して否定的な意見がある場合、他県市町村の中には支出増の分、2号・3号の利用者負担を増やしたところもある。

伊那市は2号・3号認定の利用者負担額について審議会にかけたのか？かかるべきではないか。

* 園児一人あたりに係る費用はいくらなのか。

職員人件費 + 教材費・保健衛生費・給食費等 + 減価償却 (建物 30年・設備 15年)

* 利用者負担額を審議するにあたって、伊那市において、年間の保育所運営に係る経費の額と、保護者から徴収する額を明示し、 審議会に報告してほしい。伊那市の持出し分の金額も明示してほしい。

付帯事項として

*新法施行前は階層区分が所得税（保育所）と市民税所得割課税（幼稚園）となっていた。また、子育て支援課と学校教育課と管轄も異なっていた。施設型給付に移行した場合、所轄も一本化されることが想定される。

階層区分を細分化し、1号子どもと2号3号子どもを同一区分とすることも検討してほしい。

*今後政府方針として幼児教育の無償化が進んでいくと思われる。現行制度（私学助成）の就園奨励費補助金等の増額があった場合、全ての認定子どもについて利用者負担額の見直しを記載してほしい。

平成27年度 静岡市利用者負担額表

階層区分		推定年収	利用者負担額(月額・円)					
			1号	2号		3号		
				標準時間	短時間	標準時間	短時間	
A	生活保護世帯等	—	0	0	0	0	0	
B	市民税均等割非課税世帯	～260万円	1,500 (700)	1,500 (700)	1,500 (700)	2,000 (1,000)	2,000 (1,000)	
C	市民税所得割非課税世帯	～280万円	3,000 (1,500)	5,000 (2,500)	5,000 (2,500)	7,500 (3,700)	7,500 (3,700)	
市民 税 所 得 割 課 税 世 帯	D1	所得割額 48,600円未満	～330万円	5,000 (2,500)	7,000 (3,500)	7,000 (3,500)	8,500 (4,200)	8,500 (4,200)
	D2	60,000円未満	～360万円	8,600 (4,800)	12,000 (6,000)	11,600 (5,800)	13,300 (6,600)	12,900 (6,400)
	D3	67,000円未満	～380万円	10,800 (5,300)	13,000 (6,500)	12,600 (6,300)	14,800 (7,400)	14,400 (7,200)
	D4	77,000円未満	～410万円	13,100 (6,600)	15,500 (7,700)	15,100 (7,500)	17,500 (8,700)	17,100 (8,600)
	D5	97,000円未満	～470万円	14,100 (7,000)	18,500 (9,200)	18,100 (9,000)	20,500 (10,200)	20,100 (10,000)
	D6	115,000円未満	～510万円	15,100 (7,500)	23,200 (11,600)	22,600 (11,300)	25,500 (12,700)	24,900 (12,400)
	D7	133,000円未満	～550万円	16,100 (8,000)	24,500 (12,200)	23,900 (11,900)	31,500 (15,700)	30,900 (15,400)
	D8	169,000円未満	～640万円	16,100 (8,000)	25,100 (12,500)	24,500 (12,200)	32,500 (16,200)	31,900 (15,900)
	D9	189,000円未満	～690万円	17,100 (8,500)	25,600 (12,800)	24,700 (12,300)	39,000 (19,500)	38,100 (19,000)
	D10	199,000円未満	～710万円	17,100 (8,500)	25,600 (12,800)	24,700 (12,300)	42,000 (21,000)	41,100 (20,500)
	D11	211,000円未満	～740万円	18,100 (9,000)	26,300 (13,100)	25,400 (12,700)	45,000 (22,500)	44,100 (22,000)
	D12	247,000円未満	～820万円	19,600 (9,800)	26,300 (13,100)	25,400 (12,700)	45,000 (22,500)	44,100 (22,000)
	D13	301,000円未満	～930万円	21,200 (10,600)	27,500 (13,700)	26,600 (13,300)	48,500 (24,200)	45,600 (22,800)
	D14	339,000円未満	～1010万円	22,700 (11,300)	28,900 (14,400)	27,700 (13,800)	52,000 (26,000)	50,800 (25,400)
	D15	397,000円未満	～1130万円	24,200 (12,100)	30,800 (15,300)	29,400 (14,700)	55,200 (27,600)	54,000 (27,000)
	D16	397,000円以上	1130万円～	25,700 (12,800)	32,100 (16,000)	30,500 (15,200)	57,200 (28,600)	55,600 (27,800)

(備考)

- 母子世帯・父子世帯又は在宅の障がい児・者のいる世帯の利用者負担額は、B階層・C階層については0円、D1階層～D4階層についてはそれぞれに定める額から1,000円を控除した額とします。
- ()内の金額は、認定こども園や保育所等をきょうがい同時に利用する場合の2番目の児童の利用者負担額です。3番目以降の児童は無料です。なお、1号認定児童については、小学校1～3年までに兄弟がいる場合には、その児童も含めてカウントします。
- この利用者負担額のほか、各園によって給食費などの実費徴収や上乘せ徴収があります。
- 推定年収は、夫婦(共働き)と子ども2人のモデル世帯におけるおおまかな目安です。